

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第一条 省 略

2 省 略

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「事業年度」、「減価償却資産」、「分割法人」又は「現物出資法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第三号まで、第十号、第二十二号又は第二十三号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、事業年度、減価償却資産、分割法人又は現物出資法人をいう。

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六条の二 省 略

2 法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第六項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二号の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十二号。ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。」と

（定義）

第一条 同 上

2 同 上

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「事業年度」、「減価償却資産」、「連結事業年度」、「連結親法人」、「分割法人」、「現物出資法人」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第三号まで、第十号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号又は第三十五号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、事業年度、減価償却資産、連結事業年度、連結親法人、分割法人、現物出資法人又は連結子法人をいう。

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六条の二 同 上

2 法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二号の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十二号。ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。」と

あるのは「限る。」又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する政令で定める事実」とする。

3 法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における同条第六項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ(2)において「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する政令で定める事実が」と、同号ロ(2)中「債権で」とあるのは「債権又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権で」と、同号ロ(3)中「含む」とあるのは「含む、(2)に規定する免除を受けた債権に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十七条第四号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。

#### （福島再開投資等準備金）

### 第六条の七 省 略

## 2 省 略

3 法第十八条の八第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げ

あるのは「限る。」又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する政令で定める事実」とする。

3 法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実が」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ(2)において「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する政令で定める事実が」と、同号ロ(2)中「債権で」とあるのは「債権又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権で」と、同号ロ(3)中「含む」とあるのは「含む、(2)に規定する免除を受けた債権に係る債権が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十七条第四号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産であつた場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該産業復興機構の名称及び事務所の所在地」とする。

#### （福島再開投資等準備金）

### 第六条の七 同 上

## 2 同 上

3 同 上

る事項とする。

一 省 略

二 法第十八条の八第八項に規定する分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 五 省 略

4 省 略

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第七条

法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十五項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

一 同 上

二 法第十八条の八第八項に規定する分割承継法人の名称及び納税地（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 五 同 上

4 同 上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第七条

令第十九条第七項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 買換資産（令第十九条第七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。）（法第二十七条第一項（法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額）

二 買換資産が令第十九条第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額

三 買換資産が令第二十四条第十五項の規定の適用を受けた連結買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額

2

法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

2| 法第十九条第十項に規定する財務省令で定める事項及び法第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第十九条第八項又は第二十条第八項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省 略

3| 法第二十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事

3| 同 上

一 同 上

二 法第十九条第八項又は第二十条第八項に規定する分割承継法人等（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同 上

4| 法第十九条第十項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 買換資産（法第十九条第十項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（以下この号及び第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第二十七条第一項（法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条第八項（法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該連結買換資産につき法第二十七条第十一項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額

二 買換資産が法第十九条第十五項の規定を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第十九条第十一項（法第二十条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に法第十九条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

三 買換資産が法第二十四条第十五項の規定を受けた連結買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第二十七条第十一項（法第二十八条第十七項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に法第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

5| 同 上

項とする。

一 省 略

二 法第二十条第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

4| 法第二十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第二十条第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第四号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

5| 省 略

6| 令第十九条第三十三項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十四項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第二十条第四項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る法第十九条第一項に規定する買換資産のうちに同項及び同条第八項並びに法第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

二 法第二十条第四項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に

一 同 上

二 法第二十条第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号、第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 八 同 上

6| 同 上

一 同 上

二 法第二十条第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号、第四号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 八 同 上

7| 同 上

8| 令第十九条第三十四項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十五項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第二十条第四項第一号又は第二十八条第五項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項又は第二十四条第三項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る法第十九条第一項に規定する買換資産（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第十九条第一項及び第八項、第二十条第七項及び第八項、第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

二 法第二十条第四項第二号又は第二十八条第五項第二号の適格分割又

定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に同条第五項の規定により提出した同項に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（取得可能面積を限度とする。）

三 法第二十条第四項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に同条第五項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、同条第三項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項の規定により計算した面積を限度とする。）

7| 令第十九条第三十四項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

8| 省略

第九条から第十一条まで 削除

は適格現物出資によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に法第二十条第五項又は第二十八条第六項の規定により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（取得可能面積を限度とする。）

三 法第二十条第四項第二号又は第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第二十条第五項又は第二十八条第六項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、法第二十条第三項又は第二十八条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項又は第二十四条第三項の規定により計算した面積を限度とする。）

9| 令第十九条第三十五項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

10| 同上

第九条、第十一条 省略